

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和3年8月4日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100058号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100042号

第1 結論

請求者のA社における平成29年8月10日の標準賞与額を12万円に訂正することが必要である。

平成29年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年8月10日

A社から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とされない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する給与管理帳及び請求者が所持する賞与支払明細書によると、請求者は、請求期間において、A社から12万円の賞与の支払を受け、当該賞与から12万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成29年8月10日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和3年4月5日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100055号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100043号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成15年5月31日から同年6月1日に訂正し、平成15年5月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

平成15年5月31日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年5月31日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年5月31日から同年6月1日まで

平成6年5月1日にA社(現在は、B社)に入社し、平成15年6月1日に関連会社であったB社に異動した。

厚生年金保険の記録では、A社において平成15年5月31日に被保険者資格を喪失し、B社において平成15年6月1日に同資格を取得しているが、関連会社間の異動であり、継続して勤務していたことから、請求期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録、請求者から提出された在籍期間証明書、給料明細書及び源泉徴収票、並びにB社の回答から判断すると、請求者は請求期間において、A社及びその関連会社に継続して勤務し(平成15年6月1日にA社からB社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における平成15年4月の厚生年金保険の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年5月31日から同年6月1日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方で、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って社会保険事務所(当時)に対し届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成15年5月31日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2100003 号
厚生局事案番号 : 北海道 (国) 第 2100003 号

第 1 結論

昭和 62 年 11 月から平成元年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 11 月から平成元年 3 月まで

昭和 63 年 11 月に結婚 (戸籍上の婚姻日は昭和 63 年 12 月 * 日) した頃に初めて国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付したが、年金記録では、平成元年 4 月から国民年金保険料を納付した記録になっており、請求期間は未納期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間当時の国民年金の加入手続を行った場所及び方法、並びに当該加入手続を行ったのが請求者自身であるか請求者の妻であるかのほか、請求期間に係る国民年金保険料を納付した時期及び一括して納付した期間についての陳述は曖昧である。

また、オンライン記録及び請求者の国民年金手帳記号番号の前後の同記号番号の被保険者資格取得状況調査により、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成元年 4 月又は同年 5 月に払い出されたものと推認できる上、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求者の国民年金被保険者資格の取得に係る事務手続はこの頃に行われたと考えられる。

さらに、請求者は、国民年金被保険者資格の取得に係る事務手続が行われた平成元年 4 月又は同年 5 月以後に国民年金保険料を納付することができたと考えられるが、請求者及び請求者の妻に係る平成元年分の所得税の確定申告書の写しにおいて確認できる国民健康保険料及び国民年金保険料の合計額について検証したものの、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを確認することはできない。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (領収書、家計簿等) はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2100036 号
厚生局事案番号 : 北海道 (国) 第 2100004 号

第 1 結論

平成 3 年 4 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 4 月

平成 5 年 4 月又は同年 5 月に A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行った。

国民年金の加入手続を行う前の平成 3 年 4 月から平成 5 年 3 月までの国民年金保険料については、平成 5 年から平成 6 年までの間に、納付書で納付していた。

年金記録では、平成 3 年 5 月以後の国民年金保険料を納付した記録となっているが、最初の月である請求期間の保険料の納付を忘れることはないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、平成 5 年 4 月又は同年 5 月に A 市 B 区役所において国民年金保険の加入手続を行うと同時に、平成 5 年度に係る国民年金保険料の免除申請を行った旨述べているところ、オンライン記録によると、当該免除申請を行った日は、平成 5 年 5 月 21 日であることが確認できることから、請求者は、平成 5 年 5 月に国民年金の加入手続を行ったと認められる。

また、請求期間の国民年金保険料については、保険料の徴収権が 2 年で時効となることから、平成 5 年 5 月 31 日まで納付が可能であったと認められる。

一方、請求期間の国民年金保険料は、請求者が国民年金の加入手続を行った平成 5 年 5 月において過年度保険料となっていることから、請求者が国民年金の加入手続を行った A 市ではなく、社会保険事務所 (当時) が交付する納付書により納付することとなる。

また、オンライン記録によると、社会保険事務所が、A 市から請求者に係る国民年金の被保険者資格取得届の送付を受け、当該被保険者資格の取得に係る事務処理を行った日は、平成 5 年 6 月 29 日であることが確認でき、請求者の過年度保険料に係る納付書については、同日以後に交付されたものと考えられる。

したがって、社会保険事務所が請求者について国民年金の被保険者資格の取得に係る事務処理を行った時点において、請求期間の国民年金保険料は時効により納付できなかったものと推認でき、また、社会保険事務所においても、請求者に対し、請求期間の保険料に係る納付書を交付することはできず、平成 3 年 5 月以後の保険料に係る納付書が交付されたものと考えられる。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100027号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100041号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年7月
② 平成18年12月

A社から請求期間①及び②に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社及び同社が加入するB健康保険組合は、当時の資料を保管しておらず、請求者の請求期間①及び②に係る賞与の支給の有無については不明である旨回答しており、請求者の請求期間①及び②に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、日本年金機構から提出された当該事業所の請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによると、賞与支払日は請求期間①が平成18年7月7日、請求期間②が同年12月7日と記載されていることが確認できるところ、同機構は、当該賞与支払届の中に請求者の名前は記載されていない旨回答している。

さらに、請求者が賞与の振込先であったとする金融機関から提出された請求者に係る普通預金取引明細によると、請求期間①及び②について当該事業所から賞与が振込された記録は確認できない。

加えて、オンライン記録によると、請求者が同職種の同僚として名前を挙げた二人は、いずれも当該事業所の請求期間①及び②に係る賞与の支給記録は確認できない上、当該二人に照会し一人から回答を得られたものの、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料が賞与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び陳述は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。